

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年12月25日

金曜日

号外

目次

| | |
|------------------|---|
| 公告 ○建設業の営業の停止 | 1 |
|------------------|---|

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 処分をした年月日
令和 2 年12月14日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 商号 株式会社仲瀬組
 - (2) 主たる営業所の所在地 富山市石田2000番地 3
 - (3) 代表者の氏名 仲瀬 淳一
 - (4) 許可番号 富山県知事許可（般－27）第 14890号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第 3 項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間
令和 2 年12月29日から同月31日まで
- 4 処分の原因となった事実

株式会社仲瀬組の代表取締役及び従業員は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、産業廃棄物である木くずを焼却したことにより、同社及び同社の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定に違反するものとして、令和2年8月5日に、富山簡易裁判所から、同社にあっては罰金50万円の、同社の代表取締役にあっては罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するため